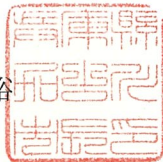




加古川市において、自転車等放置禁止区域等から次のとおり、放置自転車等を撤去し、保管したので、加古川市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年条例第45号）第13条の規定により告示する。

令和7年10月16日

加古川市長 岡田 康裕



① 加古川市自転車等の放置の防止に関する条例第11条の規定による自転車等の撤去台数

		加古川駅周辺	東加古川駅周辺	宝殿駅周辺	尾上の松駅周辺	浜の宮駅周辺	別府駅周辺
令和7年10月6日	月	3台	1台	0台	0台	0台	0台
令和7年10月7日	火	1台	0台	0台	0台	0台	0台
令和7年10月8日	水	6台	0台	0台	0台	0台	0台
令和7年10月9日	木	5台	1台	0台	2台	0台	0台
令和7年10月10日	金	1台	0台	0台	0台	0台	0台
令和7年10月11日	土	5台	0台	0台	0台	0台	0台

② 加古川市自転車等の放置の防止に関する条例第12条の規定による自転車等の撤去台数

令和7年10月6日	月	野口町野口	1台
令和7年10月10日	金	加古川町稲屋	1台
令和7年10月10日	金	尾上町口里	1台

保管及び返還場所	加古川市放置自転車保管所 (明姫幹線陸橋下・加古川市尾上町安田620番地)
保管期間	この告示の日から60日間
返還日時	月曜日から日曜日（祝日、年末年始を除く）10時15分から18時
返還を受ける際に必要なもの	自転車・原動機付自転車のカギ、身分証明書 保管手数料（自転車2,000円・原動機付自転車4,000円）
返還することができない場合の措置	保管期間を過ぎますと、売却又は廃棄します。 売却した場合は、この告示の日から6カ月間は売却代金を保管します。
問合せ先	加古川市放置自転車保管所（電話 079-425-5898）

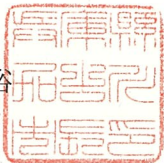


市道の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更し、令和7年10月16日から供用を開始する。その関係図面は、一般の縦覧に供する。

令和7年10月16日

加古川市長 岡田 康 裕



記

1. 区域を変更する路線 下記のとおり

整理番号 路線名	道路の区域			
	区間	新旧	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
04-2404 一色4号線	平岡町一色字今池615番8地先から	新	4.3	24.1
	平岡町一色字今池615番7地先まで	旧	3.1	

2. 縦覧場所 加古川市加古川町北在家2000番地
加古川市役所 新館6階
加古川市建設部土木総務課

3. 縦覧期間 令和7年10月16日（木）から10月30日（木）まで
午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、加古川市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第2条第1項に規定する市の休日は除く